## 最終処分場に関する調査特別委員会行政視察報告書

令和5年11月30日

つくば市議会議長 五頭 泰誠 様

最終処分場に関する調査特別委員長 小 久 保 貴 史 (公 印 省 略)

本委員会は、下記のとおり行政視察を実施したので、報告します。

記

1 視察期間

令和5年10月30日(月)から令和5年10月31日(火)まで

- 2 視察先及び視察事項
  - (1) 栃木県宇都宮市 エコパーク下横倉 最終処分場について
  - (2) 茨城県水戸市 一般廃棄物第三最終処分場 最終処分場について
- 3 視察目的

本委員会所管に係る上記事項について調査研究し、本市最終処分場に関する 調査特別行政の発展に寄与する。

4 参加者 計 12 名 (委員 8 名、議会局(随行) 4 名)

委 員 長 小久保 貴史

副委員長 浜中 勝美

委 員 宮本 達也、あさの えくこ、高野 文男、橋本 佳子、 鈴木 富士雄、塩田 尚

議 会 局 中島 一美、町井 浩美、小野村 裕美、松崎 瑞紀

## 5 研修内容

(1) 栃木県宇都宮市【10月30日(月) 説明:環境部廃棄物施設課】 「最終処分場について」

宇都宮市では、将来にわたりごみを安定かつ適正に処理するため、3つ目の最終処分場として、エコパーク下横倉を整備した。

エコパーク下横倉は、埋立物の飛散防止や騒音・振動の低減等が図られること、及び効率的な人工散水により浸出水処理施設の規模がコンパクトとなり、コスト削減が図れることから、埋立地を建物で覆う全体被膜方式とした。

また、職員の技術力の継承が図られ、将来にわたり安定的かつ継続的な施設運営が可能となることや緊急時に柔軟で迅速な対応が可能であること等から、公設公営方式をとった。

事業費は、本体施設建設工事が約79億円、取付道路や放流管等の付帯工事が約8億、土地購入費が約7億円、調査費等が約6億円の計約100億円であり、その財源は、国の交付金、基金、借入れや一般財源等である。ちなみに、埋立開始後の令和3年度の管理運営費は、約1億4,900万円であった。

事業の主な経過として、平成24年度に、宇都宮市と上三川町の全域を対象とし、既存資料等を用いた図上調査により、1次候補地60か所を選定した。続いて平成25年度に、既存資料と現況確認による調査や専門委員による現地踏査を行い、2次候補地10か所に絞りこんだ。平成26年度には、地形等の5つの評価分野ごとに評価項目を点数化し、順位付けする方法等を用いて、最終候補地1か所を選定し、公表した。

その後、平成27年度に整備基本計画・設計の完了、平成28年度に用地取得、関係自治会との環境保全協定締結及び取付道路建設工事の開始、平成29~令和元年度に、4か年継続事業として本体施設建設工事を行い、令和元年度末に完成、令和2年度から埋立を開始した。

また、地元説明会を全5回、関係自治会で構成される協議会を全10回行うなど、関係者に対し丁寧に説明したことで、大きな反対運動はなく、地元の理解を得られたとのことであった。





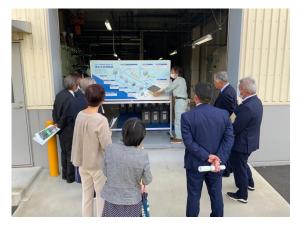
(2) 茨城県水戸市 【10月31日(火) 説明:一般廃棄物第三最終処分場】 「最終処分場について」

水戸市一般廃棄物第三最終処分場は、令和2年12月に供用を開始した。 施設の特徴として、まず、県内初の被覆型の形態ということが挙げられる。 これは、水戸市一般廃棄物第一最終処分場及び水戸市一般廃棄物第二処分場の ような従来型のオープン式最終処分場ではなく、埋立面を閉鎖型の構造物で被 覆しており、そのことによって、施設内部の粉じん等の外部への流出を防止す るほか、浸出水の発生については自然降雨に関係なく人工的にコントロールで きるため、浸出水処理水を外部の公共用水域に放流することなく、埋立地内へ の散水に循環利用するなど、周辺環境への影響に配慮した最新式の施設となっ ている。

また、被覆型とすることで、従来型よりも小規模の浸出水処理施設となり、建設費だけでなく、運営維持管理費まで含め効率的な施設となっていること、隣接する水戸市清掃工場「えこみっと」で発電した余剰電力を利用することに加え、自然採光等の設備構造を採用することにより省エネルギー化を図るなど経済性に優れた施設となっている。

敷地面積は約30,000 ㎡、埋立面積は約12,000 ㎡である。埋立容量は約74,000 ㎡で、一日当たり8 t トラック2 台分の計16 t の飛灰処理物を搬入するペースで約20年間の埋め立てが可能である。

課題としては、浸出水を処理した際に発生する塩の処分が挙げられる。塩は、二日間で500kg 発生し、運搬・処理費として1kg 当たり約80円のコストがかかっているため、活用用途を模索する必要がある。現在の活用用途としては、塩を雑草に散布することによる防草としての用途、校庭などに散布することにより砂ぼこりが舞うのを防止する用途等があるが、発生する塩はナトリウム濃度が低いため、工業用としての需要は少ないなど、大量に活用するのは難しい状況である。





## 【行政視察所感欄】

今回の行政視察では、2か所の最終処分場について視察させていただきました。

宇都宮市エコパーク下横倉では、規模の大きさに驚いたのが率直な感想でした。特に整備に至るまでの適地調査や用地選定に関し、多数の候補地から選定公表に至るまでの経過について詳細に説明をいただきました。

候補地公表後に地元説明会を5回、協議会を10回行い、地元から理解を得られたとのことでした。平成24年の適地調査開始から平成29年の着工、令和2年竣工というスピード感に感銘を受けました。

当該浸出水処理施設は高度処理により下水道に放流し、施設敷地から敷地外に処理水が流出することが全く無いということが特徴的な施設でもありました。一方で、浸出水処理の計画処理水質が高く満足した水質にした上で放流しており、高い水質で下水道に放流することに矛盾があると感じました。

また、処分を終えた長岡最終処分場にも案内いただき、その面影を感じられないほど公園として市民に活用されていました。

宇都宮市はこれまで複数の最終処分場を運営してきた自治体であり、市民にも一定の理解がある様に感じられました。

水戸市一般廃棄物第三最終処分場は、令和2年に供用を開始した新しい施設であり、県内初の被覆型の形態でした。

竣工までに周辺地権者と対策協議会において10回の調整を重ねました。

また、特に浸出水処理施設の脱塩処理施設において、最終的に塩(副生塩)が出来ることも知り、委員の皆で興味深く学ばせていただきました。浸出水処理の方法が施設によって様々であることを知りました。

最終処分場は市民生活には欠かせない施設であり、一般廃棄物は「自区内処理の原則」であることを理解し、市内で発生した一般廃棄物は適正に処理を行う必要があります。将来にわたり責任を持って適正に処理するために、自ら最終処分場を有する必要性を改めて感じています。

結びに、今回の行政視察で学び得ましたことを参考に、本市の行政運営の発展に取り組んでまいりたいと思います。

最終処分場に関する調査特別委員長 小久保 貴史